

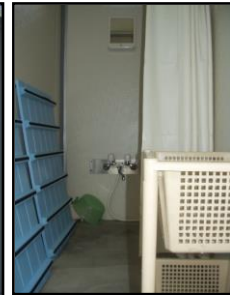
# NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4  
TEL:06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org <http://www.npokama.org>

## 萩之茶屋緊急臨時夜間避難所開所 (1月22日)

—夜間宿所利用可能人員 1000 人体制になる—



公園南) = 利用人員 600 名」に加えて、「萩之茶屋緊急臨時夜間避難所 (三徳寮東 = 利用人員 440 名)」が、1月 22 日から利用されている。センター夜間開放時の最大利用者数 900 人強に見合う体制が、ようやく整ったこ

「あいりん緊急臨時夜間避難所 (三角

とになる。まだ知れわたっていないので、利用者は 700 人程度に留まっているが、今後、増え続けると予想される。

## ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

大阪府＝12 月公表・意見募集終了・大阪市＝1 月公表・意見募集中

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく国の「基本方針」は、昨年 7 月 3 日に案文が公表され、7 月 24 日まで「意見募集」された後、7 月 31 日に成案が告示されています。

「特別措置法」では、それに引き続き、都道府県、市町村の実施計画策定が規定されています。

大阪府は、昨年末、12 月 25 日に「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（素案）」を公表、意見募集期間はすでに終わっており（12 月 25 日から翌年 1 月 24 日）、3 月末までに成案とする予定のようです。

大阪市は、「大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立の支援等に関する実施計画（素案）」と意見募集（1 月 15 日から 2 月 14 日まで）について 1 月 13 日プレス発表をおこなっています。成案となる時期については、大阪府と同様、平成 15 年度中としています。

**ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域**

大阪府の「実施計画（素案）」では、「特別措置法」において、ホームレスに対する自立支援と並んで「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が

多数存在する地域」を中心として行われるホームレスの防止が重要な課題となっていること、国の基本方針で、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」を「現に失業状態や不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し不安定な居住環境にある人等が想定される」とされていることを受けて、大阪府内で、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」とは、大阪市内のあいりん地域が該当すると考え、あいりん地域に多数存在する日雇労働者に対し、雇用・就労及び生活上の支援を実施していくとしています。

大阪市の「実施計画（素案）」においても、「大阪市には、全国最大の日雇い労働市場（寄せ場）があり、歴史的にあいりん地域を中心にその周辺地域において、不安定な就労形態にある日雇労働者等が多数存在し、景気の変動による仕事の減少だけでなく、建設業における急速な機械化の進展などにより仕事が減少し、野宿を余儀なくされることが多く見られます。」と現状把握した上で、「あいりん地域における、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援の方策」が書かれています。

**予防対象地域での諸施策  
大阪府実施計画素案**

**(1) 日雇労働者に対する雇用・就労対策**

あいりん地域において、日雇労働者を対象として職業紹介事業や労働福祉事業等を実施している財団法人西成労働福祉センター（以下「財団」という。）に対して運営助成を行うほか、大阪労働局・あいりん労働公共職業安定所と緊密に連携して、あいりん地区日雇労働者の雇用・就労機会の確保、技能習得による雇用の安定、労働福祉の向上を図ります。また、大阪市と連携して、厳しい就労状況にある高齢日雇労働者の就労機会の確保に努めます。

**ア 雇用・就労機会の確保**

財団において、日雇労働者の無料職業紹介事業を引き続き実施するとともに、大阪府が発注した公共事業の請負事業者に対し、あいりん地区日雇労働者の雇用勧奨を実施します。また、常用就職の促進を図るため、国が実施するホームレス等試行雇用事業の活用について、事業者等へ働きかけます。

厳しい就労状況にある高齢日雇労働者の就労機会の確保に資するため、財団において高齢日雇労働者向け求人開拓に取り組むほか、大阪市と連携して、あいりん労働福祉センターや周辺生活道路の清掃等や、大阪府管理の道路・河川の除草、清掃等の就労機会の確保に努めます。

**イ 技能習得による雇用の安定**

国から委託を受け財団において実施している技能講習事業について、各種資格の取得、建設土木業界での機械化の進展や技術革新に対応できる新たな技能や複合的な技能の習得により、雇用の安定が確保・促進されるよう、講習科目の見直しを含め、講習内容の拡充・強化を図ります。また、大阪労働局・あいりん労働公共職業安定所と連携して、常用化に向けた職業相談機能の充実・強化を図ります。

**ウ 労働福祉の向上**

財団に対して運営助成を行うことにより、あいりん労働福祉センターの維持運営や各種労働福祉事業を実施し、あいりん地区日雇労働者の労働福祉の向上を図るとともに、日雇労働者がホームレスとならないよう、就労生活に関する様々な労働相談に応じます。

**(2) 年末年始における臨時宿泊所の提供等**

年末年始に簡易宿泊所での生活が困難になり、野宿生活を余儀なくされるおそれのある日雇労働者を対象として、宿泊や食事等日常生活上必要なサービスを提供する越年対策事業について、事業実施主体の大阪市に対し引き続き助成します。

**予防対象地域での諸施策  
大阪市実施計画素案**

**(5) 野宿生活となることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在するあ**

## いりん地域を中心として行われる生活上の支援について

国、府等関係機関と連携し、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立の支援を兼ね合わせた生活上の支援を行います。

ア 日雇労働者の就業の可能性を高め、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を習得するために、技能講習を活用します。

イ 日雇労働者の再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。

ウ あいりん高齢日雇労働者等の自立促進を図るため、地域周辺の生活道路の清掃等の雇用機会を提供します。

エ 本市が発注した公共事業の請負事業者に対し、あいりん地域日雇労働者の雇用勧奨を実施します。

オ 仕事の減少による収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされるおそれのあるあいりん日雇労働者に対し、臨時夜間緊急避難所による宿所の提供など、適切な生活上の支援を行います。

カ 年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされるあいりん日雇労働者に対し、年末年始の間、宿所、食事等日常生活に必要なサービスを提供します。

キ 医療の確保を図るため、無料低額診

療事業を行う施設の活用を図り、迅速に医療を確保します。

ク あいりん地域の結核事情を改善することを目的として、結核対策(結核検診、DOTS 事業など)を行います。

ケ 高齢・病弱等で短期間の援助が必要な人に対し、生活ケアセンターで宿所・食事を提供し、生活指導等を通じて、自立促進を図ります。

コ 生活相談や職業相談等各種相談を活用し、野宿生活に至ることのないように支援します。

### 「高齢就労」は位置付いたが 財源確保は・・・

府は『大阪市と連携して、あいりん労働福祉センターや周辺生活道路の清掃等や、大阪府管理の道路・河川の除草、清掃等の就労機会の確保に努めます。』とし、市も、『あいりん高齢日雇労働者等の自立促進を図るため、地域周辺の生活道路の清掃等の雇用機会を提供します。』としていますが、府や市が経費を単独負担して実施している事業規模は小さく、事業の大半は平成 16 年度で事業期間が終了する国の「雇用創出基金」でまかなわれています。

「高齢者特別清掃事業」が実施計画の中でしっかりと位置づけられていることは、喜ばしい限りですが、規模の拡大・継続についての財政面での見通しがなく、今後、一層、国への働きかけがなければ、「絵に描いた餅」になりかねません。

## 中之島野营地撤収 —2003 年 12 月 29 日—

2002 年 9 月 29 日府庁前野営開始から 447 日間

経費総額 3,824 万円—支えて下さった多くの方のご厚情に感謝、多謝

府庁前野営から中之島野営へと、447 日間、越年対策期間中の中断をはさんで継続した野営闘争が終結した。

釜ヶ崎反失業連絡会が、これまで取り組んだ野営闘争の中でもっとも期間の長いものとなった。かかった経費も多大で、約 3,824 万円であった（内、炊きだし費用は 2,264 万円で、他はテント建設資材費・プロパンガス使用のシャワーの設置維持費・東京行動費・日用品等支給費・公園使用料等）。

野营地から難波や天満などへ出掛けての街頭カンパや全国から寄せられたカンパ、純粋に民間の善意に支えられて維持された野営闘争であった。

おおざっぱな計算で、1日3食、1食当たり 400 人平均としても延 53 万 6400 食提供したことになる。1日 250 人がテントで寝たとすれば、延 11 万 1750 人に寝場所を提供したことになる。

野営闘争は釜ヶ崎反失業連絡会が行った行動であり、釜ヶ崎支援機構は直接の主催団体ではないが、関わり深い立場にあること、これまで多くの方に野営地の維持に協力を呼びかけたことから、終結に当たっての報告をすることにした。

今回の長期野営闘争は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の

成立を受けてのものであった。

釜ヶ崎反失業連絡会は、「野宿生活者自立支援法」の骨子を発表したり、法制定の署名を集めたり、東京行動を積み重ねたりと、野宿を余儀なくされている多くの仲間とともに法制定実現に向けて力を注いできた。

全国の野宿生活者支援団体や連合大阪、政党の枠を超えた国会議員、署名に表わされた多くの人の賛同、それらが一つの力となって、2002 年 7 月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立した。

法の成立は、それに向けて努力を積み重ねたという点でいえば、達成感をもたらすものであったが、野宿生活者問題の解決という課題からすれば、入り口の一つの通過点をクリアしたにすぎない。法の成立がすぐさま野宿生活者の生活上の苦難を緩和するに十分な施策と予算に反映されるわけではなかった。達成感と現実生活の改善が進まないことへの不満との間に大きなギャップが存在した。このギャップの放置は、無力感に結びつきかねないものであると考えられた。

法の成立後のスケジュールは、全国調査の実施、国の基本方針の制定、都道府県・市町村の実施計画の策定と進み、よ

うやく具体的事業へと結びつくというものであり、現行実施されている事業の量的拡大や新しい施策については1年、あるいは2年先になってようやく動き出すことになる予想され、停滞感は否めなかった。

以上のような状況を背景に、2002年9月からの野営闘争は、「緊急援護事業」の実施、「就労対策事業の確立」、「対策基金」の設置などを掲げ、対策の停滞を少しでも打ち破り、法成立後も尚課題は残され続けていることを広く伝えるために、そして、国の基本方針策定、府市の実施計画策定の過程に多少なりとも緊張感をもたらすために、撤収目処の立たない長期闘争として開始されたのだった。

野営が長期化するにしたがって、大阪駅周辺、難波周辺で野宿している人々を含めて食・生活を支える機能の側面が拡大し、「特掃枠拡大」といったことだけでは撤収理由にならないという認識もまた、これまでの野営闘争と違って大きなものとならざるを得なかった。

しかし、いつかは撤収しなければならぬ事は明かでもあった。多大な経費負担からしても、そうである。ただ、単純に経費だけの問題かということ、そうとも言いきれない面もある。決着のつかない決着、ということ。

今回の野営闘争期間に、どのようなことがあったのか、簡単にまとめてみる。

① 大阪府が2003年1月から特掃の20

名増員をし、その増員枠を2004年度にも引き継いだ。

② 野宿生活者緊急援護事業が実施され、「家庭常備薬」として流通している胃腸薬やビタミン剤などの薬や食品が配布された。

③ アルミ缶買い取りが定着した。

④ 長期化に伴いマスコミによって取り上げられることが増え、法成立で終わりではなく、「まだこれから」の野宿生活者問題として提起し直すことができた。

⑤ 衆議員選挙、市長選挙で候補者が野宿生活者問題に言及することが増えた。中之島野営が野宿生活者問題を象徴する社会的存在として取り扱われた。

⑥ 行政側の緊張感持続に貢献した。

⑦ 京阪電車延長工事と関連して、関西財界の行政への対策申し入れを引き出した。

⑧ 「ビッグイシュー」の販売体制確立準備期と初期に、中之島が拠点として貢献した。

⑨ 居所なき者に敷金支給しての居宅保護を定着させる初動拠点となった。

⑩ 大阪市は、2004年1月から、特掃の12人枠増員と新夜間宿所開設を実施した。

⑪ 中之島野営地の追い立て論議を通して、野宿生活者の居住問題を改めて大きく浮かびあがらせた。

そして、なによりも、民間の努力を満天下に知らしめた。

## 福祉部門報告 (1) 死亡事例

亡くなった人のことを報告するのは、会報 13 号(02 年 9 月 30 日)以来である。それ以降、NPO 釜ヶ崎福祉部門がかかわった方で亡くなった方は 36 人(別表参照)。死因については、死亡診断書のものと同じではない。というのも、病院も警察も親族以外には詳しい情報を教えないことが多いからだ。ここでは、「死因」とは直前の入院・通院時の病名である。「既往症」については、相談時の聞き取りに基づいていることをお断りしておく。

### ■医療忌避

これまでにこれという病気をしなかったからといって、病院とは無縁だったという人は少ない。特にサポートハウスのいわゆるアパートでは、入居者に定期的な健康診査(市民検診)を積極的に呼びかけている。福祉相談部門でも、相談にこられた当初は、第一に現在の体調・既往歴までできるだけ詳細に聞き取りをする。殆どの場合、生活保護の申請までに一度は病院受診をすることになる。

それでも、生活保護を受理して死ぬまで、医者に全くかかる機会がなかったのは No. 4 の人。アルコールの問題があったのだが、適切な介入もできないままだった。

No. 12 の人は、老人性精神病・痴呆症を患い、長期の入院の末、再び居宅での生活に戻ったが、その後は精神科の受診

のみ。顔の浮腫みを心配した主治医が内科の受診再三すすめたのだが、本人は断固と拒み続け、採血さえさせてくれなかった。

### ■誤診？

医療の限界はあることは当然であるにせよ、釜ヶ崎をめぐる差別的医療の歴史の蓄積が、労働者などに過剰な医療不信を抱かせる根拠になっている。

未だに誤診で命を奪われたのでは、と疑わざるを得ないケースも。(No. 24)

彼女は高血圧と心臓病を患っていたが、通院し、服薬もしていた。ある日、腹痛を訴えて苦しんでいると娘から NPO に連絡が入る。すぐに救急車を呼ぶよう助言。A 病院に搬送されるも、点滴のみで帰宅させられる。一旦落ち着いた症状が再びぶり返したのはその日の夕方。再び 119 番から B 病院に搬送される。腸閉塞という診断ですぐに意識がなくなる。A 病院では、まったくそんな病名は聞かされていないし、その病気に適った治療がされたとは思えないのだが。その 2 日後に亡くなった。

### ■「脳血管障害」の予後

「脳血管障害」とは脳梗塞・脳血栓・くも膜下出血など、いわゆる脳卒中。発作からそのまま死に直結する例も相変わらず多い (No. 13 など) し、居室で亡くなった 9 人 (No. 3, 4, 8, 12, 14, 15, 16, 26, 36)

のうちにも、死因に脳卒中が疑われる人がいる。一命を取り留めたとしても、後遺症によって日常生活能力が損なわれると、余命が短い傾向がある。

ケース No. 2 の人などは、激しい頭痛と口語障害の症状が出た後、NPO のボランティアが偶然に安否確認のため部屋を訪れたにも関わらず、「頑固な性格の人だから話したがらないのか」と勘違い。スタッフも訪問の様子を良く確認することなく、治療につながるまでに 2~3 週間のロスが。結果、後遺症を残してしまった。以降、みるみる体力が落ちて病気がちになり入院を繰り返していた。

No. 30 の人なども、脳梗塞の発作を起こすまでは、その年齢が信じられないほどしっかりしていたのだが、入院以降は痴呆症が急速に進んでいった。

予防と最初期の適切な医療対応の必要もさることながら、障害を持ってしまった後の、生活のサポートも重要。介護保険の見直し案が話題になっているが、障害・老いを肯定できる世の中の条件は現状でも十分とは言えない。

## ■事故死 (No. 7)

9 階の居室から彼が転落したという報告は全く唐突で、いろいろな詮索をせざるを得なかった。彼には死ぬ理由はみつからないし当然、遺書もない。彼はてんかんを持っていた。彼が 01 年と 02 年に幻聴幻覚妄想などの精神症状をきたした原因について、主治医は「生来の脳の統

合機能の弱さ-てんかんに加え、アルコールの害が加わったこと」と説明した。彼が転落した時、精神症状があったとも思えない。その直前までご近所さんと談笑していたらしいし、その晩も軽く飲酒していたが、酩酊するほどではなかったという。窓際で癲癇の発作か。彼の死後、9 階の彼の部屋の窓からの眺め。その後、アパートは転落防止の手すり棒をつけた。

## ■アルコール依存の問題

転落死した彼も、てんかん発作の引き金になりうることは理解していたのだが、なかなか断酒ができなかった。

死者 36 人中、「問題飲酒」の間に行ってしまったと思われる人は 13 人 (36 人中 36.1%) で、平均年齢は 64.2 才と全体 66.1 才より 2 才若い。9 号で紹介したケースも含めると総計 60 人中問題飲酒のあった人は 23 人 (38.3%、平均年齢は 64.5 才。(60 人全体の平均年齢は 66.3 才)。

個別のケースでは、専門の治療に一旦つながった後に再飲酒、その後の支援がうまくいかず死に至った例が 2 件。

No. 25 の人は、かつて九州のとある断酒会の副会長まで勤めた人だった。NPO 釜ヶ崎へ相談に来たときも、飲酒の問題が再燃していたが、決意をあらたにやり直す。生活保護受給後、専門病院の通院治療が中断し、再飲酒したあとは、断酒会の役員という過去と再出発の際の気負いが、再飲酒という経験を、「挫折」と



いう過剰にネガティブなものにしてしまったようだ。その後、何回か入院と退院直後からの再飲酒を繰り返した。連続飲酒に陥っていた。

**No. 36** の人は、生活保護受給後、はじめて専門病院の通院治療を受けた。初期の介入は比較的難しくなかった。しかし、その後、最飲酒を繰り返す。再飲酒の当初は、私たちが要求したわけではないのだが、反省文の手紙を書いて持ってきたことが思い出される。肝臓が悪くなつての入院、1ヶ月で退院した後から、断酒・再飲酒のサイクルが短くなり、連続飲酒の末、亡くなった。

何かのボタンの掛違いがあったのでは。当事者・支援者それぞれに。「断酒、がんばっているね」いう支援者の励ましと「酒のことしかしゃべることないんか！」といった当事者の怒声とは、もしかしてコインの表裏ではなかったか。依存症の当事者と支援者・家族の間で起こりがちな、「話題の貧困」つまり酒・薬物のことだけに関心が収斂・縮小しがちになるという落とし穴に陥っていなかったか？

断酒は禁酒ではない、とよく言われる。お酒を絶つのは外部から強制されるものでなく、あくまでも本人の自由意志が起点。そうであるならば、断酒の継続は目的でというよりは結果であり、再飲酒は「失敗」「挫折」でなく、回復の過程・その人の生の旅程としてとらえられるべきもの。そういった認識が私たちの日々の

実践・会話のことば・態度に反映されていたらどうか。それが当事者に届いていただろうか、と。

## ■自殺 (No. 17) 兆候を見逃した？

01年1月に名古屋の病院を出て釜ヶ崎へ。輪番労働者である義理の息子が NPO 釜ヶ崎を紹介。年始早々保護申請。約1年後、義理の息子の住むアパートに空き部屋ができ、そこに引越し。息子とは世帯分離のまま生活保護も継続できた。彼との関係は極めて良好で、引越しは誰にとっても喜ばしいことのはずだった。転居先のアパートでのトラブル。階下の人間から嫌がらせを受ける、夜眠れない、再三、低周波の振動で苦しめられる、と彼。その時少し妙に思ったのだが、義理の息子も同じ体験をしたと訴える。

大阪を出て行くとの義父の決意を、私たちは止められなかった。義理の息子はいっしょにいたいと思っていたが、義父の意思を尊重した。彼は生活保護を辞退して、息子を残し、名古屋に行った。その後、数ヶ月して彼が自死したとの報せ。もしかして、と思う。「家族等極めて近い人も同じ病的体験をすることがある」という話を思い起こす。

死んだ人の報告は私たちの支援の足りない部分を照らし出す。ここで紹介し切れなかった事例に関しては、また別の機会に報告させていただきます。

	死亡日	享年	場所	死因/既往症	備考
1	2002年10月	68	不明	不明	詳細不明。大きな病気はなかったと思われるが・・・。
2	2002年10月	68	病院	心不全(本文参照)	
3	2002年10月	64	居室	不明/糖尿病・高血圧	高血圧症と重症の糖尿病患っており通院はしていたが入院を拒否していた。第一発見者はヘルパーさん。
4	2002年10月	66	居室	不明/肝硬変	本文参照
5	2002年11月	67	病院	心不全/心臓病・高血	高血圧症・心臓病で長い間治療していた。
6	2002年11月	65	病院	胃ガン	一度開腹手術をしたのだが。詳細は不明だが、発見が遅れたか。
7	2002年12月	50	病院	全身打撲/てんかん・器	質性精神病(本文参照)
8	2003年1月	67	居室	不明/受診歴なし	特に既往症なし。病院受診歴も見当たらず。市民健審は受けていたが異常なし。
9	2003年1月	53	病院	脳溢血/胃潰瘍・アル	アルコール依存症。断酒の支援うまいかず。2002年9月に居室で意識不明、救急搬送された。
10	2003年1月			不明/脳梗塞後遺症・糖尿病・腎障害	病院を自己退院してきた後、NPOに相談に来た時点でかなり重篤な状態だった。すぐに救急車を呼んだのだが。
11	2003年2月	69	病院	脳梗塞/下肢筋力低下	2001年7月から長期入院生活。足の筋力低下で長期の入院。
12	2003年2月	66	居室	不明/アルコール依存症・老人性精神病・陳旧性肺結核(本文参照)	
13	2003年4月	64	病院	不明/高血圧・脳梗塞	アルコールの問題あり。高血圧症。病院受診もしていなかった。脳梗塞の発作起こすも、周囲の人は酔っているかどうか判断がつかなかった。救急搬送された直後に死去。
14	2003年4月	75	居室	不明/心臓病	心臓病の既往あり、ペースメーカー術。救急病院から退院して、調子がよさそうだったのだが、突然の死去。第一発見者はヘルパーさん。
15	2003年5月	76	居室	不明	NPOに相談に来た時点では既往症特になし。生保受給後、市民健診を受けて、特に異常はなかったとのこと。
16	2003年5月		居室	不明/アルコール依存症・心臓病・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・胆石	アルコールの問題あり。NPO釜ヶ崎で服薬管理をしていた。薬を届けた折になくなっているのを発見。
17	2003年5月	72	不明	不明(自殺)/脳梗塞後遺症(本文参照)	
18	2003年6月	52	病院	不明/キャッスルマン病(血管・リンパの難病)	キャッスルマン病という難病患っていた。一旦居宅保護かかるもすぐに市大病院入院。その後、自己退院し、行方不明になり保護廃止。亡くなった当日、NPOスタッフが偶然病院で彼を見つける。
19	2003年6月	65	病院	肺炎/結核・喘息	結核の既往あり。病院受診をぎりぎりまで拒んでいた。
20	2003年6月	56		心臓病	NPO相談後すぐに医療センター受診後、同日浅香山病院へ入院。その3日後に死去。
21	2003年6月	68	病院	不明/くも膜下出血・脳梗塞・高血圧症・MRSA	脳梗塞発作で救急搬送、1年以上の長期入院の後、死去。
22	2003年6月	70		不明/脳梗塞	詳細不明
23	2003年7月	80	病院	不明/喘息	若い頃、炭鉱労働に従事しており粉塵を吸い喘息を患う。ここ3年間、入退院を繰り返していた。なくなる前は携帯の酸素ボンベなどで吸入が必要だった。
24	2003年7月	71	病院	不明/腸閉塞・心臓病(本文参照)	
25	2003年8月	66	病院	腎不全/アルコール依存症・食道静脈瘤・肝硬変(本文参照)	
26	2003年8月	66	居室	不明/既往症不明	詳細不明。大きな病気はなかったと思われるが・・・。
27	2003年8月	70	病院	副鼻腔ガン/その他既往症不明	副鼻腔ガン。相談に来られたとき既に末期と宣告を受けていた。生活保護の申請受理が事情で長引き、申請受理される前に体調悪化で救急搬送され、入院。その後、保護申請は受理されたが、入院後約1ヶ月後、病院で死去。
28	2003年9月	53	病院	肺炎/右上肢痛・胃潰瘍・十二指腸潰瘍	中之島の野営地から相談に来られる。施設入所の方で話を進めているうち、ある日高熱を訴え、救急車で搬送。その後、一度体調を持ち直すも、二次救急病院に転院。病状・死因については詳細不明
29	2003年11月	58	病院	不明/大腸ガン	特別清掃輪番労働者。飲酒の問題あり。相談時にすでにガンと本人知っていた。救急搬送された後、一時かなり回復するも、程なく悪化、市大病院に転院。
30	2003年11月	73	病院	不明/脳梗塞・高血圧・糖尿病・すい炎・結核(本文参照)	
31	2003年11月	70	病院	不明/老人性痴呆・アンモニア血症・アルコール依存症・アルコール依存症	アルコールの問題あり。相談に来られた時点で、かなりの痴呆と肝障害が。精神病院に入院したままなくなる。
32	2003年11月	71	病院	胃ガン	体重が大幅に減っても病院受診を忌避、受診した時にはほぼ手遅れだった。
33	2003年11月	69	病院	不明/脳梗塞・うつ病	痴呆ひどく、問題行動が多くなり、一旦精神病院入院。その後、療養型の一般病院に転院。
34	2003年12月	67	病院	不明/心臓病・高血圧	銭湯で電気風呂に使っている時に気を失う。救急搬送されたが、そのまま死去。アルコールの問題あり。
35	2004年1月	65	病院	不明/結核・C型肝炎	03年9月に結核再燃。
36	2004年1月	68	居室	不明/アルコール依存症・肝障害(本文参照)	

## 福祉部門報告 (2) 女性相談者

平成 15 年 4 月から今(平成 16 年 1 月 28 日現在)までの女性相談者の数は、61 名となっている。この数は昨年 NPO 釜ヶ崎福祉相談部門に相談に来た女性の相談者(21 名)の単純に 3 倍近くになる。その相談状況は、昨年度(もしくはそれ以前)より継続して相談に来ている人が 12 名、今年度になって初めて相談に来た新規相談者が 49 名となっている。このように女性の相談者が急増した背景には、反失連が行ってきた中之島での野営闘争地からの女性相談者(20 名)に加え、直接 NPO に相談に来る、もしくは知り合いや近所の方から NPO に連れてくる、連絡を頂き迎えに行く女性が増えていることも見逃せない。釜ヶ崎支援機構の福祉相談部門の活動地域の広域化や NPO 自身のあいりん地区内外での知名度の上昇などにより、今まで潜在化していた女性野宿生活者の問題が顕在化することとなった 1 年だったのではないだろうか。

相談に来た女性(野宿生活者)の大まかな傾向を簡単に述べておく。具体的な事例の紹介は紙面の都合により次号以降の会報で行う。

(年齢)

最年少 28 歳、最高齢 79 歳、中間値は 59 歳。60 代前半を中心に、40 代後半から 70 代にかけての幅広い年齢層からの相談を受けている。

(同居者)

男性の場合は、単身で生活していること

がほとんどであるが、相談に来た女性の 3 分の 1 が、夫(内縁も含めて)、場合によっては子ども(幼児)と同居しており、女性だけの支援ではなくその同居者に対する支援を必要とする。

(相談内容)

すでに居宅を確保しており引き続き相談に来るケース、野宿はしていないけれども生活費がなく野宿直前の人、借金を抱えている人、野宿をしていて泊まるところの相談、仕事を探すための施設入所、体の不調を訴える人、精神症状があらわれていて混乱している人などさまざまである。いずれも男性野宿生活者が抱えている問題と根本的には同じであるが、何らかの精神疾患である割合が高い。それに加え上で述べたように同居者がいたり、女性であるがために彼女たちが抱えている問題は複雑で緊急性を要する場合が多い。

上で述べたように複雑な問題を抱えた女性(野宿生活者)の相談者が増加する状況にありながら、利用できる社会資源は非常に限られている。選択肢は大きくわけて 3 つ。  
①入院、②施設、③居宅保護。

①入院となったとき、各福祉事務所(特に市立更生相談所)が紹介する協力病院は男性(野宿生活者)を前提にしている場合が多く、なかなか女性ベツがあいている病院が少ない。ということで入院するのも一苦勞ということになる。また男性にも言えることではあるが、女性に対してきめ細やかな対応をしてくれる病院は非常に少ない。また退院

後の相談もスムーズに進まない場合が多い。

②施設といっても、男性の場合に比べて総体数も少ない。大阪市内に原則 2 週間いることができるケアセンターが 1カ所、その後体を休めるための救護施設が 1カ所、大阪府下に就労を支援する施設が 2カ所ある。それ以外にも緊急避難的に利用(有料)できる民間の「駆け込み寺」がいくつかあるだけである。

③60 歳以上、もしくは体調が悪い人に対しては居宅保護をすすめている。しかしながら女性だけでもしくは夫婦で入居できる部屋は多いとは言えない。

ホームレス自立支援法ができ1年経ち、大阪市では基本計画を策定中ではあるが、女性の野宿生活者もしくは野宿するおそれのある女性たちに対してどのような支援をしていくことが可能なのか。女性(野宿者)が利用できる社会資源の増加が最低必要条件であると思われる。

いつも暖かいご支援を誠にありがとうございます。皆様の寄付金や衣類、日用品、食料等のカンパで活動が支えられています。今後とも宜しくお願い致します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 22号 2004年1月31日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777

会費・寄付の振込口座:郵便振替:00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座:UFJ銀行萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構

フランスの若き映像作家が映し出した不況に揺れる大阪・釜ヶ崎の街と人々。釜ヶ崎の表情を初めて描いた画期的な映像作品、そして人々がカメラに向かい人生を語りだす。それは、傷しさと激しさ、哀しみに満ちた「人間の街」の姿だった。

## KNOCKING ON HEAVEN'S DOOR -KAMAGASAKI

大阪の釜ヶ崎は、日本最大の日雇い労働者の街。不況のせいで、多くのホームレスや、社会の枠の外で生きる人々が身を寄せる場所にもなった。この、一度入ったら引き返すことのできない街では、組合の人々、説教師、チラチアの人々を、といったおなじみの顔顔の人々がそれぞれに細く生活の糸を紡ぎながら生きていく。釜ヶ崎のブルースンガーであるシタロウは、必要な時には日雇い労働者として働き、歌いながらどこか生計を立てようとしている。そんな街に初めてカメラが入った...

**天国のDOORをノック!?** KNCKING ON HEAVEN'S DOOR-KAMAGASAKI 日本映画(国際映画祭) 2003年 フランス(日本:2004) ビデオ 配給:GINTARD+シネ・ヌーヴォー

大阪に住んでいてどれほどの人が本当の釜ヶ崎を知っているのだろうか。そんな思いが湧いた。しほはしばフィクション化されてしまうこの街を、フランス人の若い監督がノンフィクションで捉えられぬ街として私たちに突きつける。..... 佐本雄吉 (雑誌掲載)

わたしたちはこの映画を2001年1月から2002年の6月にかけて撮影し、釜ヶ崎には滞在しました。毎日、雑居ビル(監督とカメラマン、時にはアシスタントも同行)は現地の1泊2000円の宿またはNGOに泊りました。映画は、監督もカメラマンもギラなりの産直原の予算で、デジタルビデオカメラによって作られました。この映画は海外いくつかの映画祭(スイスのニヨン、ドイツのミュンヘン、カナダのモントリオール、フランスのバリ)ですでに上映されましたが、テレビでの放映はまだありません。わたしたちは2001年の1月1日、お正月のときに釜ヶ崎に初めて撮影のために行きまし。組合の人たちがお祭りを開き、わたしたちを歓迎しました。また、日雇い労働者たちと釜ヶ崎の住人たちのデモにも参加しました。こうしたことを通じて、わたしたちはこの場所についてよく知っている人たちや、そこに住んでいる人たちと知り合うことができたのです。また、組合の人たちや釜ヶ崎のNPOの人たちにも助けられました。そして、21世紀初めの釜ヶ崎を撮るというわたしたちのプロジェクトを皆さんに知ってもらうために簡単な文章を作り、それ配り、「この映画は日本のテレビやメディアに

に渡されるものではなく、わたしたちはお茶を飲んでいる(笑)」ということを説明しました。最終的に、わたしたちは85時間分の映像を撮りました。編集作業は数カ月をわたり、最終バージョンはフランスからプロの編集者に東京に持って来て仕上げました。アリス・ベトロコヴァイ(京都)

04/2/14 Sat. - 20 Fri. 連日 11:00 より  
モーニングロードショー!!  
特別鑑賞券 1000円好評発売中!

「天国のDOORをノック!？」公開されると同じバージョンかどうか判らないが、釜ヶ崎支援機構には、ビデオ版がある。地下鉄中央線「九条駅」6番出口徒歩3分「シネ・ヌーヴォ」で上映される。

2003年度 第5回会員の集い  
2月8日(日)午後2時より  
NPO事務所2階で行います。